

株式会社岡山建設「(仮称)東通白糠風力発電事業環境影響評価方法書」に
対する勧告について

令和6年8月13日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)東通白糠風力発電
事業環境影響評価方法書について、株式会社岡山建設に対し環境保全の観点から勧
告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、
その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県下北郡東通村大字白糠
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大46, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和6年 2月19日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和6年 4月30日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	令和6年 8月 1日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和6年 8月13日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、森江
電話03-3501-1742（直通）

株式会社岡山建設「(仮称)東通白糠風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、既存及び計画中の風力発電所があることから、これらの情報を可能な限り入手した上で、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査にあたっては、近年の局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路となっていることから、専門家の助言を踏まえた上で、適切な調査時期を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 景観の調査について、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。
(青森県知事からの意見書の写しを添付)